

改正後	改正前
<p>第二章 生活環境の保全等に関する措置 (自動車使用合理化計画書の作成等)</p> <p>第七十四条 県内の事業所において規則で定める台数以上の自動車(道路運送車両法第三条に規定する普通自動車、小型自動車(二輪の小型自動車を除く。))をいう。以下この条において同じ。)を規則で定める時において使用する事業者(以下この条及び第七十四条の四において「特定事業者」という。))は、規則で定めるところにより、自動車の使用合理化、低公害車等の導入その他の自動車の使用に伴う環境への負荷低減のための事項を定めた計画書(以下「自動車使用合理化計画書」という。))を知事が定める指針(以下「自動車使用合理化指針」という。))に基づき作成し、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 特定事業者は、自動車使用合理化計画書を作成したときは、事業所への備付けによる閲覧その他規則で定める方法により、公表しなければならない。</p> <p>3 特定事業者は、自動車使用合理化計画書に基づき、環境への負荷の低減に努めなければならない。</p> <p>4 知事は、自動車使用合理化指針を策定し、又は改定したときは、その内容を公表するものとする。</p> <p>(自動車使用合理化実施状況報告書の作成等)</p> <p>第七十四条の二 前条第一項の規定により自動車使用合理化計画書を提出した者は、規則で定めるところにより、毎年度、当該自動車使用合理化計画書に定めた事項のうち自動車の使用合理化、低公害車等の導入の状況その他規則で定める事項を記載した報告書(以下「自動車使用合理化実施状況報告書」という。))を作成し、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前条第二項の規定は、自動車使用合理化実施状況報告書について準用する。</p>	<p>第二章 生活環境の保全等に関する措置 (自動車使用合理化計画書の作成等)</p> <p>第七十四条 県内の事業所において規則で定める台数以上の自動車(道路運送車両法第三条に規定する普通自動車及び小型自動車(二輪の小型自動車を除く。))をいう。以下この条において同じ。)を使用する事業者(以下この条において「特定事業者」という。))は、規則で定めるところにより、自動車の使用合理化、低公害車等の導入その他の自動車の使用に伴う環境への負荷低減のための事項を定めた計画書(以下「自動車使用合理化計画書」という。))を作成しなければならない。</p> <p>2 特定事業者は、作成した自動車使用合理化計画書を、事業所への備付けによる閲覧その他規則で定める方法により、公表しなければならない。</p> <p>3 特定事業者は自動車使用合理化計画書に基づき環境への負荷の低減に努めなければならない。</p> <p>4 特定事業者は、自動車使用合理化計画書に基づいて実施した措置等を記載した書面等を、規則で定めるところにより、事業所への備付けによる閲覧その他の方法により、公表しなければならない。</p>

(自動車使用合理化計画書等の公表)

第七十四条の三 知事は、第七十四条第一項の規定による自動車使用合理化計画書の提出を受けたとき又は前条第一項の規定による自動車使用合理化実施状況報告書の提出を受けたときは、規則で定めるところにより、速やかに当該自動車使用合理化計画書又は自動車使用合理化実施状況報告書の概要を公表するものとする。

(勧告)

第七十四条の四 知事は、特定事業者が第七十四条第一項の規定による自動車使用合理化計画書又は第七十四条の二第一項の規定による自動車使用合理化実施状況報告書の提出をせず、又は虚偽の記載をしてこれらを提出したときは、当該特定事業者に対し、必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

2 知事は、特定事業者が第七十四条第二項(第七十四条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたときは、当該特定事業者に対し、必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

第三章 地球温暖化の防止

(温室効果ガス削減計画書の作成等)

第百条 温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業所として規則で定めるものを設置する者(以下この条及び第百一条において「特定事業者」という。)は、規則で定めるところにより、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況、当該温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標その他の地球温暖化の対策に関する事項を定めた計画書(以下「温室効果ガス削減計画書」という。)を、知事が定める指針(以下「温室効果ガス削減指針」という。)に基づき作成し、知事に提出しなければならない。

2 特定事業者は、温室効果ガス削減計画書を作成したときは、事業所への備付けによる閲覧その他規則で定める方法により、公表しなければならない。

(温室効果ガス削減計画書の作成等)

第三章 地球温暖化の防止

第百条 温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業所として規則で定めるものを設置する者(以下この条及び次条において「特定事業者」という。)は、規則で定めるところにより、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況、当該温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標その他の地球温暖化の対策に関する事項を定めた計画書(以下「温室効果ガス削減計画書」という。)を、知事が定める指針(以下「温室効果ガス削減指針」という。)に基づき作成し、知事に提出しなければならない。

2 特定事業者は、温室効果ガス削減計画書を作成したときは、事業所への備付けによる閲覧その他規則で定める方法により、公表しなければならない。

改正後	改正前
<p>3 特定事業者は、温室効果ガス削減計画書に基づき、地球温暖化の対策の推進に努めなければならない。</p> <p>(削除)</p> <p>4 知事は、温室効果ガス削減指針を策定し、又は改定したときは、その内容を公表するものとする。</p> <p>(温室効果ガス削減実施状況報告書の作成等)</p> <p>第百条の二 前条第一項の規定により温室効果ガス削減計画書を提出した者は、規則で定めるところにより、毎年度、事業活動に伴う温室効果ガスの排出状況及び当該温室効果ガス削減計画書に定めた事項のうち温室効果ガスの排出の抑制に係る措置の実施の状況その他規則で定める事項を記載した報告書(以下「温室効果ガス削減実施状況報告書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前条第二項の規定は、温室効果ガス削減実施状況報告書について準用する。</p> <p>(温室効果ガス削減計画書等の公表)</p> <p>第百条の三 知事は、第百条第一項の規定による温室効果ガス削減計画書の提出を受けたとき又は前条第一項の規定による温室効果ガス削減実施状況報告書の提出を受けたときは、規則で定めるところにより、速やかに当該温室効果ガス削減計画書又は温室効果ガス削減実施状況報告書の概要を公表するものとする。</p> <p>(勧告)</p> <p>第百一条 知事は、特定事業者が第百条第一項の規定による温室効果ガス削減計画書又は第百条の二第一項の規定による温室効果ガス削減実施状況報告書の提出をせず、又は虚偽の記載をしてこれらを提出したときは、当該特定事業者に対し、必要な措置を執るべきことを勧告することができる。</p>	<p>3 特定事業者は、温室効果ガス削減計画書に基づき、地球温暖化の対策の推進に努めなければならない。</p> <p>4 知事は、必要と認めるときは、特定事業者に対し、温室効果ガス削減計画書に基づいて実施した措置等についての報告を求めることができる。</p> <p>5 知事は、温室効果ガス削減指針を策定し、又は改定したときは、その内容を公表するものとする。</p> <p>3 特定事業者は、温室効果ガス削減計画書に基づき、地球温暖化の対策の推進に努めなければならない。</p> <p>(勧告)</p> <p>第百一条 知事は、特定事業者が温室効果ガス削減計画書を提出しなかったとき、又は公表しなかったときは、必要な措置を執るべきことを勧告することができる。</p>

改正後	改正前
<p>2 知事は、特定事業者が第百条第二項（第百条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたときは、当該特定事業者に対し、必要な措置を執るべきことを勧告することができる。</p> <p>（表彰）</p> <p>第百一条の三 知事は、地球温暖化の防止に関する活動に積極的に取り組む事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体を表彰することができる。</p>	

（経過措置）

この条例の施行前にこの条例による改正前の第百条第一項の規定により提出された事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況、当該温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標その他の地球温暖化の対策に関する事項を定めた計画書については、この条例による改正後の第百条の三の規定は、適用しない。